

令和6年第2回都城市議会定例会付議事件名表（委員会提出議案）

番号	件 名	頁
1号	都城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	1
2号	都城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	6

委員会提出議案第 1 号

都城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 6 年 3 月 21 日

提出者 議会運営委員会委員長 赤塚 隆志

都城市議会議長 神脇 清照 様

（提案理由）

委員会提出議案第 1 号「都城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は、「大規模な災害の発生、感染症のまん延のほか、育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難」である場合にオンラインによる方法で委員会が開催できるよう、所要の改正を行うもの。

都城市議会委員会条例の一部を改正する条例

都城市議会委員会条例（平成18年条例第295号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(招集) 第15条 (略) 2 (略)</p> <p>(出席説明の要求)</p>	<p>(招集) 第15条 (略) 2 (略)</p> <p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。</u></p> <p><u>(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p><u>(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u></p> <p><u>2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(出席説明の要求)</p>

第21条 (略)

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 (略)

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 (略)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 (略)

第21条 (略)

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 (略)

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 (略)

2 (略)

3 (略)
(記録)

第30条 (略)

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は記名押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

2 (略)

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 (略)
(記録)

第30条 (略)

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

委員会提出議案第 1 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：議会事務局】

条例名	都城市議会委員会条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 6 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 2 月
制定改廃の目的・背景	<p>「大規模な災害の発生、感染症のまん延のほか、育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難」である場合にオンラインによる方法で委員会が開催できるよう、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>【主な改正点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な災害の発生、感染症のまん延及び育児、介護その他のやむを得ない事由により当該委員が委員会を開催する場所に参集することが困難となった場合、オンラインによる方法での参加を可能とする規定の追記 ○ オンラインでの参加を希望する場合は委員長の許可が必要となる ○ 公述人及び参考人も対象 		
関係する法令及びその条項	地方自治法 第 109 条第 9 項		
制定改廃を要する関係条例等	都城市議会会議規則		
備考	なし		

委員会提出議案第 2 号

都城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 6 年 3 月 21 日

提出者 議会運営委員会委員長 赤塚 隆志

都城市議会議長 神脇 清照 様

（提案理由）

委員会提出議案第 2 号「都城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」は、字句等の訂正整理及び「大規模な災害の発生、感染症のまん延のほか、育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会及び協議の場を招集しようとする場所に参集することが困難」な場合にオンラインによる方法で会議が開催できるよう、所要の改正を行うもの。

都城市議会会議規則の一部を改正する規則

都城市議会会議規則（平成18年都議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 議事（<u>第34条—第46条</u>）</p> <p>第6節 秘密会（<u>第47条・第48条</u>）</p> <p>第7節 発言（<u>第49条—第65条</u>）</p> <p>第8節 表決（<u>第66条—第76条</u>）</p> <p>第9節 公聴会、<u>参考人</u>（<u>第77条—第83条</u>）</p> <p>第10節 会議録（<u>第84条—第88条</u>）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（<u>第89条—第93条</u>）</p> <p>第2節 審査（<u>第94条—第110条</u>）</p> <p>第3節 秘密会（<u>第111条・第112条</u>）</p> <p>第4節 発言（<u>第113条—第123条</u>）</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選（<u>第124条・第125条</u>）</p> <p>第6節 表決（<u>第126条—第136条</u>）</p> <p>第3章 請願（<u>第137条—第142条</u>）</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定（<u>第143条—第147条</u>）</p> <p>第5章 規律（<u>第148条—第156条</u>）</p> <p>第6章 懲罰（<u>第157条—第162条</u>）</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（<u>第163条</u>）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 議事（<u>第34条—第47条</u>）</p> <p>第6節 秘密会（<u>第48条・第49条</u>）</p> <p>第7節 発言（<u>第50条—第66条</u>）</p> <p>第8節 表決（<u>第67条—第77条</u>）</p> <p>第9節 <u>公聴会及び参考人</u>（<u>第78条—第84条</u>）</p> <p>第10節 会議録（<u>第85条—第89条</u>）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（<u>第90条—第94条の2</u>）</p> <p>第2節 審査（<u>第95条—第111条</u>）</p> <p>第3節 秘密会（<u>第112条・第113条</u>）</p> <p>第4節 発言（<u>第114条—第124条</u>）</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選（<u>第125条・第126条</u>）</p> <p>第6節 表決（<u>第127条—第137条</u>）</p> <p>第3章 請願（<u>第138条—第143条</u>）</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定（<u>第144条—第148条</u>）</p> <p>第5章 規律（<u>第149条—第157条</u>）</p> <p>第6章 懲罰（<u>第158条—第163条</u>）</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（<u>第164条・第164条の2</u>）</p>

第8章 議員の派遣（第164条）

第9章 補則（第165条）

第1章 会議

第1節 総則

（欠席の届出）

第2条 （略）

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週（多胎妊娠の場合にあっては、14週）前の日から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

（宿所又は連絡所の届出）

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

（会期中の閉会）

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

（会議時間）

第9条 （略）

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

第8章 議員の派遣（第165条）

第9章 補則（第166条）

第1章 会議

第1節 総則

（欠席の届出）

第2条 （略）

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

（宿所又は連絡所の届出）

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

（会期中の閉会）

第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

（会議時間）

第9条 （略）

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

3 (略)

第2節 議案及び動議

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第3節 議事日程

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終らなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

第4節 選挙

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終つたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

第2節 議案及び動議

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

第3節 議事日程

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

第4節 選挙

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し

第5節 議事

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 前項の期限までに審査を終らなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(議事の継続)

第46条 (略)

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第47条 (略)

(秘密の保持)

第48条 (略)

第7節 発言

(発言の許可等)

第49条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければ

必要な事項は、議長が定める。

第5節 議事

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再付託)

第46条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、さらにその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第47条 (略)

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第48条 (略)

(秘密の保持)

第49条 (略)

第7節 発言

(発言の許可等)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければ

ばならない。ただし、議長の許可を得たときは、議席で発言することができる。

(発言の通告及び順序)

第50条 (略)

(発言の通告をしない者の発言)

第51条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 (略)

(討論の方法)

第52条 (略)

(議長の発言討論)

第53条 (略)

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

(質疑の回数)

第55条 (略)

(発言時間の制限)

第56条 (略)

(議事進行に関する発言)

第57条 (略)

(発言の継続)

第58条 (略)

(質疑又は討論の終結)

ならない。ただし、議長の許可を得たときは、議席で発言することができる。

(発言の通告及び順序)

第51条 (略)

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 (略)

(討論の方法)

第53条 (略)

(議長の発言討論)

第54条 (略)

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(質疑の回数)

第56条 (略)

(発言時間の制限)

第57条 (略)

(議事進行に関する発言)

第58条 (略)

(発言の継続)

第59条 (略)

(質疑又は討論の終結)

第59条 (略)

(選挙及び表決時の発言制限)

第60条 (略)

(一般質問)

第61条 (略)

(緊急質問等)

第62条 (略)

(準用規定)

第63条 質問については、第59条 (質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第64条 (略)

(答弁書の配布)

第65条 (略)

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第66条 (略)

(不在議員)

第67条 (略)

(条件の禁止)

第68条 (略)

(押しボタン及び起立による表決)

第69条 (略)

(投票による表決)

第70条 (略)

(記名投票)

第60条 (略)

(選挙及び表決時の発言制限)

第61条 (略)

(一般質問)

第62条 (略)

(緊急質問等)

第63条 (略)

(準用規定)

第64条 質問については、第60条の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第65条 (略)

(答弁書の配布)

第66条 (略)

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第67条 (略)

(不在議員)

第68条 (略)

(条件の禁止)

第69条 (略)

(押しボタン及び起立による表決)

第70条 (略)

(投票による表決)

第71条 (略)

(記名投票)

第71条 (略)

(無記名投票)

第72条 (略)

(選挙規定の準用)

第73条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第74条 (略)

(簡易表決)

第75条 (略)

(表決の順序)

第76条 (略)

2 (略)

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手續)

第77条 (略)

(意見を述べようとする者の申出)

第78条 (略)

(公述人の決定)

第79条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

第72条 (略)

(無記名投票)

第73条 (略)

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条、第29条、第30条、第31条第1項から第3項まで及び第32条第1項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第75条 (略)

(簡易表決)

第76条 (略)

(表決の順序)

第77条 (略)

2 (略)

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手續)

第78条 (略)

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 (略)

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(公述人の発言)

第80条 (略)

(議員と公述人の質疑)

第81条 (略)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第82条 (略)

(参考人)

第83条 (略)

2 参考人については、第80条から前条までの規定を準用する。

第10節 会議録

(会議録の記載事項)

第84条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) (略)

(会議録の配布)

第85条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方式による提供を含む。）する。

(会議録に掲載しない事項)

第86条 (略)

(会議録署名議員)

第87条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、2人とし、議長が会議において指名する。

2 (略)

(公述人の発言)

第81条 (略)

(議員と公述人の質疑)

第82条 (略)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 (略)

(参考人)

第84条 (略)

2 参考人については、第81条から前条までの規定を準用する。

第10節 会議録

(会議録の記載事項)

第85条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) (略)

(会議録の配布)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第87条 (略)

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第88条 (略)

第2章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第89条 (略)

(欠席の届出)

第90条 (略)

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週 (多胎妊娠の場合にあっては、14週) 前の日から当該出産の日後8週を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(会議中の委員会の禁止)

第91条 (略)

(会議の開閉)

第92条 (略)

(定足数に関する措置)

第93条 (略)

第2節 審査

(議題の宣告)

(会議録の保存年限)

第89条 (略)

第2章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第90条 (略)

(欠席の届出)

第91条 (略)

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(会議中の委員会の禁止)

第92条 (略)

(会議の開閉)

第93条 (略)

(定足数に関する措置)

第94条 (略)

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

第2節 審査

(議題の宣告)

第94条 (略)

(一括議題)

第95条 (略)

(議案等の朗読)

第96条 (略)

(審査順序)

第97条 (略)

(先決動議の表決順序)

第98条 (略)

(動議の撤回)

第99条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(委員の議案修正)

第100条 (略)

(分科会又は小委員会)

第101条 (略)

(連合審査会)

第102条 (略)

(証人出頭又は記録提出の要求)

第103条 (略)

(所管事務の調査)

第104条 (略)

(委員の派遣)

第105条 (略)

(議事の継続)

第95条 (略)

(一括議題)

第96条 (略)

(議案等の朗読)

第97条 (略)

(審査順序)

第98条 (略)

(先決動議の表決順序)

第99条 (略)

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(委員の議案修正)

第101条 (略)

(分科会又は小委員会)

第102条 (略)

(連合審査会)

第103条

(証人出頭又は記録提出の要求)

第104条 (略)

(所管事務の調査)

第105条 (略)

(委員の派遣)

第106条 (略)

(議事の継続)

第106条 (略)

(少数意見の留保)

第107条 (略)

(議決事件の字句、数字等の整理)

第108条 (略)

(委員会報告書)

第109条 (略)

(閉会中の継続審査)

第110条 (略)

第3節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第111条 (略)

(秘密の保持)

第112条 (略)

第4節 発言

(発言の許可)

第113条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第114条 (略)

(発言内容の制限)

第115条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第116条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要がある

第107条 (略)

(少数意見の留保)

第108条 (略)

(議決事件の字句、数字等の整理)

第109条 (略)

(委員会報告書)

第110条 (略)

(閉会中の継続審査)

第111条 (略)

第3節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第112条 (略)

(秘密の保持)

第113条 (略)

第4節 発言

(発言の許可)

第114条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第115条 (略)

(発言内容の制限)

第116条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要がある

と認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第117条 (略)

(発言時間の制限)

第118条 (略)

(議事進行に関する発言)

第119条 (略)

(発言の継続)

第120条 (略)

(質疑又は討論の終結)

第121条 (略)

と認めるときは、委員でない議員（以下この条において「委員外議員という」。）に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

第118条 (略)

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

(発言時間の制限)

第119条 (略)

(議事進行に関する発言)

第120条 (略)

(発言の継続)

第121条 (略)

(質疑又は討論の終結)

第122条 (略)

(選挙及び表決時の発言制限)

第122条 (略)

(発言の取消し又は訂正)

第123条 (略)

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第124条 (略)

(選挙規定の準用)

第125条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第126条 (略)

(不在委員)

第127条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第128条 (略)

(起立による表決)

第129条 (略)

(投票による表決)

第130条 (略)

(記名投票)

第131条 (略)

(無記名投票)

(選挙及び表決時の発言制限)

第123条 (略)

(発言の取消し又は訂正)

第124条 (略)

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第125条 (略)

(選挙規定の準用)

第126条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第127条 (略)

(不在委員)

第128条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(条件の禁止)

第129条 (略)

(起立による表決)

第130条 (略)

(投票による表決)

第131条 (略)

(記名投票)

第132条 (略)

(無記名投票)

第132条 (略)

(選挙規定の準用)

第133条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第134条 (略)

(簡易表決)

第135条 (略)

(表決の順序)

第136条 (略)

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第137条 (略)

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 (略)

4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

第133条 (略)

(選挙規定の準用)

第134条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条、第29条、第30条、第31条第1項から第3項まで及び第32条第1項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第135条 (略)

(簡易表決)

第136条 (略)

(表決の順序)

第137条 (略)

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第138条 (略)

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 (略)

4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願の説明、質疑及び委員会付託)

第138条 会議に付する請願は、会議において紹介議員の説明があるときは説明を聴き、議員に質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 (略)

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第139条 (略)

2 (略)

(請願の審査報告)

第140条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

(請願の説明、質疑及び委員会付託)

第139条 会議に付する請願は、会議において紹介議員の説明があるときは説明を聴き、議員に質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 (略)

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第140条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の審査報告)

第141条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 (略)

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第141条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第142条 (略)

第4章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第143条

(議員の辞職)

第144条

(資格決定の要求)

第145条

(資格決定の審査)

第146条 前条の要求については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第147条 (略)

第5章 規律

(品位の尊重)

第148条 (略)

(携帯品)

第149条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

第142条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第143条 (略)

第4章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第144条 (略)

(議員の辞職)

第145条 (略)

(資格決定の要求)

第146条 (略)

(資格決定の審査)

第147条 前条の要求については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第148条 (略)

第5章 規律

(品位の尊重)

第149条 (略)

(携帯品)

第150条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りで

(議事妨害の禁止)

第150条 (略)

(離席)

第151条 (略)

(禁煙)

第152条 (略)

(新聞紙等の閲読禁止)

第153条 (略)

(資料等印刷物の配布許可)

第154条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

第155条 (略)

(議長の秩序保持権)

第156条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

第6章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第157条 (略)

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第48条(秘密の保持)第2項又は第112条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

ない。

(議事妨害の禁止)

第151条 (略)

(離席)

第152条 (略)

(禁煙)

第153条 (略)

(新聞紙等の閲読禁止)

第154条 (略)

(資料等の配布許可)

第155条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

第156条 (略)

(議長の秩序保持権)

第157条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

第6章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第158条 (略)

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条第2項又は第113条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第158条 懲罰については、議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

（戒告又は陳謝の方法）

第159条 （略）

（出席停止の期間）

第160条 （略）

（出席停止期間中出席したときの措置）

第161条 （略）

（懲罰の宣告）

第162条 （略）

第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第163条 （略）

2～4 （略）

第159条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

（代理弁明）

第159条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

（戒告又は陳謝の方法）

第160条 （略）

（出席停止の期間）

第161条 （略）

（出席停止期間中出席したときの措置）

第162条 （略）

（懲罰の宣告）

第163条 （略）

第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第164条 （略）

2～4 （略）

（協議等の場の開催方法の特例）

第164条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生、重大な感染症のまん延その他やむを得ない理由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第 8 章 議員の派遣

(議員の派遣)

第164条 (略)

第 9 章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第165条 (略)

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 8 章 議員の派遣

(議員の派遣)

第165条

第 9 章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第166条 (略)

委員会提出議案第2号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：議会事務局】

条例名	都城市議会会議規則の一部を改正する規則		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和6年4月1日	制定年月	平成18年2月
制定改廃の目的・背景	字句等の訂正整理のほか「大規模な災害の発生、感染症のまん延のほか、育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会及び協議の場を招集しようとする場所に参集することが困難」である場合にオンラインによる方法で会議が開催できるよう、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>【主な改正点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 字句等の訂正整理 ○ 大規模な災害の発生、感染症のまん延及び育児、介護その他のやむを得ない事由により当該委員が会議を開催する場所に参集することが困難となった場合、オンラインによる方法での参加を可能とする規定の追記 ○ オンラインでの参加を希望する場合は委員長の許可が必要となる ○ 公述人及び参考人も対象 		
関係する法令及びその条項	都城市議会基本条例		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	なし		